

大阪地方裁判所委員会（第35回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

7月17日（金）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成27年7月17日（金）午後3時00分から午後5時30分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員）犬伏一人，栄藤利之，木村岐代子，谷口美樹子，戸部義人，中窪和弘，
松田岳士，山田一信，森恵一，永幡無二雄，小佐田潔，宮崎英一
（敬称略）

（説明者）向井敬二

（事務担当者）古財英明，谷川佳史，山田和弘，高木忠弘，福元正志

（庶務）梶嘉恵，菅秋沙

4 配布資料

パワーポイントのスライド資料，大阪地方裁判所保全部（第1民事部）について（裁判所ウェブサイト）

5 議題

DV防止法に基づく保護命令制度について

6 議事

（委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

- (1) 大阪地方裁判所長挨拶
- (2) 内閣府製作DVD視聴
- (3) DV防止法に基づく保護命令制度についての説明
- (4) 意見交換



◇：保護命令事件の申立てが却下されるのはどのような事例か。また、被害者への接近禁止命令の期間は6か月ということであるが、6か月で対応できない場合はどうしているのか。

▲：却下となる事例は法律上の要件を欠く場合である。例えば、暴力や脅迫があったことが証拠上認められない事例や、申立人の陳述があいまいで客観的な証拠と矛盾している事例などがある。直近の暴力が申立ての数年前で、その後動きがなく、更なる暴力のおそれの要件が認められない場合も却下となる場合がある。接近禁止命令発令後6か月だと期間が短い場合は、その6か月が経過する前に再度、接近禁止命令の申立てをすることができる。例えば、発令後なお相手方が申立人の居場所を探していたり接触を図ったりしていたりする場合に、再度の申立てがされることがある。

○：大阪では申立てのうち8割程度が認容されているとのことであるが、その認容率や却下率は全国と同じ割合なのか。また、大阪は事件数が多いとのことである

が、こういった理由があるのか。

▲：大阪地裁本庁に関しては、却下及び取下げの割合は全国に比較して低い。大阪では女性相談センター経由の申立てが圧倒的に多いため、女性相談センターの活動が活発であることが事件数の多い理由の一つと推察される。なお、大阪では、警察、女性相談センター及び裁判所の三機関で協議会を実施するなどして、連携がうまくとれており、その三者間における連携の結果、保護されるべき被害者が適切に保護されている状況ではないかと推察される。

◇：接近禁止命令と電話等禁止命令が一緒に申し立てられてそれぞれ認容されるケースはどのくらいあるのか。また、申立書書式では、電話等禁止命令について、時間帯が午後10時から午前6時までと設定されているが、これで有効性はあるのか。

▲：接近禁止命令と電話等禁止命令は発令の要件が同じであり、ほぼ全件、セットで申し立てられている。その結果、要件が認められる場合は両方とも発令される。電話等禁止命令については、法律上午後10時から午前6時までと定められており、時間帯を広げることにはできない。実際、申立人は、相手方から着信があっても出なかったりそもそも着信拒否したりしているため、差し障りは出ていないようである。

◇：申立てに関する特徴があれば教えてほしい。

▲：統計はないが、申立人の年齢層は未成年者から60歳以上まで幅広く分布している印象である。一番多いのは20代から50代の間という印象であるが、法改正により申立人の対象が広がったため、以前と比較すると未成年者の申立てが増えている印象である。男性の申立ても年に1件から数件程度ある。

◇：被害者が着の身着のまま自宅を出て行った場合、その後の生活について、例えば家に荷物を取りに帰ったり財産を分けたりするに当たってのルールはあるのか。

- ▲：女性相談センターがシェルターを提供するなどして被害者の自立に向けて援助している。退去命令が発令されると、被害者は自宅に荷物を取りに帰ったり引っ越ししたりしているようである。緊急に被害者保護を図ることが保護命令制度の趣旨であるため、財産分与に関しては調停手続などの別途の手続になる。
- ◇：子どもが親に対して暴力をふるう場合でも保護命令制度の対象となるのか。
- ▲：そのケースは保護命令制度の対象とはならない。民事保全事件や訴訟事件等、別途の手続の対象となる。
- ◇：保護命令制度の有効性についての検証結果はあるのか。
- ▲：統計はないが、相手方はおおむね命令に従っているという印象である。ただし、中には、接近禁止命令期間中に相手方が申立人方に押し掛けた結果、保護命令違反となり逮捕され、再度の接近禁止命令の理由となる事例もある。
- ◇：生活を共にしていた元交際相手によるストーカー事例であっても、この制度で保護できるという理解でよいか。
- ▲：単なる交際関係ではこの制度で保護できないが、生活の本拠を共にする交際関係にある際に、暴力や脅迫を受けた事実があれば、対象となり得る。
- ◇：統計を見ると事件数はほぼ横ばいで減少していないようであるが、こういった理由があるのか。
- ▲：大阪の事件数は、増えることはあっても減ることはない状況である。その理由の一つとして、法改正によって申立人の対象が拡大されたことが考えられる。また、制度自体が年々認知されるようになり、アクセスできる者も増えていると推察される。
- ◇：申立てを却下された場合に、再度の申立てや不服申立てはできるのか。
- ▲：不服申立ては可能である。また、不服を申し立てなかった場合でも、その後新たな事情が発生すれば保護命令の申立てができる。
- ◇：保護命令を発令するに当たって、裁判官はどの程度の確信を必要とするのか。

▲：通常の裁判手続と同様に証明までを要する。大阪は被害者本人による申立てが多いため、証拠の収集が難しい。例えば、診断書や写真などがあれば証明の心証を抱きやすいが、これらが無い場合は、申立人と相手方のどちらの言い分が信用できるのかという問題になる。なお、保護命令制度において法律上事前相談が求められている趣旨は、証拠を確保することにある。そこでの相談内容と裁判所で
の主張が一致していると、その主張の補強になる。

◇：申立人の主張と相手方の主張は真っ向から対立していることが多いのか。もしくは、ある程度一致しているものなのか。

▲：全部否認する事例はそれほど多くなく、一部は認めているものが多い印象である。

◇：保護命令発令に対する不服申立てはどのくらいあるのか。

▲：平成26年の大阪地裁本庁における保護命令に対する不服申立件数は30件程度である。なお、そのうち、抗告審で原決定が取り消されたのはわずかである。

○：保護命令違反により警察に検挙され検察庁で受理する事件数は年間10人前後である。ストーカー規制法の対象となる事例もあるため、事件数はこの程度にとどまっていると推察される。保護命令違反での受理件数のうち、2割程度は不起訴となっている。不起訴となるのは、本人が事実関係を認め弁護士の監督が期待される場合や証拠が存在しない場合である。

(5) 任期終了委員の感想等

◇：委員に任命された4年間で、裁判所外からはうかがい知れない様々なテーマに触れることができた。テーマについてマンネリ化しているものもあるが、本日のテーマは具体的で個人的には一番興味深かった。資料を事前に見る機会があれば、委員会の時間も短縮できるのではないか。

◇：簡易裁判所が最も身近で、地方裁判所は少し遠く感じていたが、裁判員について何度もやってもらってよく分かった。一つのテーマに絞って繰り返しやっても

らうとこちらも意見を言えるようになるのではないか。

◇：裁判員制度のテーマが興味深かった。例えば少額訴訟などをこの委員会で知ったが、一般的には裁判所の手続は分かりにくいので、もっと外部に発信してもらいたい。

◇：委員会を通じて、裁判所が制約がある中で努力していると感じられた。次回から新しい委員が加わり、異なる視点からの意見が出ると思うので、次につなげていただきたい。

◇：よく勉強させてもらったが、ほとんどの会で、裁判所からの情報を理解するのが精一杯だった。広報がテーマのときは、意見が活発に出ていたと思う。委員会の意見をフィードバックする際に、裁判所の本音の反応が聞けると建設的な意見に収れんされていくのではないか。

◇：ここでの議論をフィードバックして、裁判所内部でどういう話が出たのかを聞きたかった。裁判所をオープン化するためにどうすればよいのかを、次期委員の方々と検討してもらいたい。

○：各テーマについて裁判所でもよく準備をされていたが、委員の希望を聞いて身近なテーマを取り上げてほしい。委員会では、多面的な意見が述べられているが、意見交換までは至っていないように思われる。前回の広報で出された意見を早速取り入れられたようだが、出された意見がどのように反映されたかをもっと示されてはどうか。また、できれば資料を事前に配布してほしい。委員会の運営でメールをもっと活用してもよいのではないか。

○：貴重な意見を頂いた。裁判所から出席している者として、今後にかしたいと思う。テーマについては、委員の方々の意見を参考に、裁判所の優先課題等も考慮して決定させていただいている。また、資料については、事前にお配りすると委員の方々には御準備いただけるかもしれないが、この委員会は、意見交換をして一つの結論を出すとかいうものではなく、裁判所から課題その他をお話しさせ

ていただいて、この場で御意見を頂き、地裁の運営にいかさせていただいているものなので、その趣旨からすると、事前に資料をお配りして検討していただくことは、皆様もお忙しいところでなかなか難しいところかと思っている。裁判員についてはテーマを繰り返してもらって非常に分かりやすかったという話を頂いたので、大事な問題については繰り返しテーマとして取り上げることを考えていきたい。

7 次回のテーマについて

裁判員制度について

8 次回期日

後日決定する。